

実績評価書

平成16年7月

政策体系	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
	V	就職困難者等の雇用の安定・促進を図ること
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局雇用開発課
	関係部局・課	職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課
	関係部局・課	職業安定局雇用保険課

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1 就職困難者等の円滑な就職等を図ること

(実績目標を達成するための手段の概要)

就職困難者等の円滑な就職等を図るため、下記の事業を実施している。

① 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金）の支給

高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給する。

また、雇用失業情勢が厳しい場合に再就職援助計画対象者の早急な再就職を促進するため、厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化したと認める」場合等に、再就職援助計画対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れる事業主に対し、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給する。

② ホームレス等試行雇用事業

自立支援センターに入所しているホームレスや常用雇用を希望する日雇労働者を短期間雇用してもらうことにより、事業主の雇い入れに係る不安を解消するとともに、ホームレス等に新たな職場への円滑な適応を推進するため、受入れ事業主に対し試行雇用奨励金を支給する。

③ 日雇労働者等技能講習事業

日雇労働者及び自立支援センターに入所しているホームレスに対し、幅広い求人への対応が可能となるよう、職場等で必要とされる技能の習得や資格を習得させ、就業機会の増加と常用化の促進を図る。

④ 母子家庭の母等トライアル雇用事業

母子家庭の母等の再就職を促進する観点から、求職者である母子家庭の母等と求人者が相互に十分理解できる期間を確保するためトライアル雇用を活用することとし、トライアル雇用を実施した事業主に対し試行雇用奨励給付金を支給する。

(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
特定求職者雇用開発助成金支給決定件数 (件)	265,620 399,736	259,280 267,206	188,400 209,078	122,938 183,098	90,417 148,027
特定求職者雇用開発助成金支給決定金額 (百万円)	85,598 139,707	88,169 100,130	65,898 82,273	39,575 72,843	24,659 57,789

(備 考)

- ・ 評価指標の上段は職業安定局集計による実績、下段は予算上の数字である。

(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
ホームレス等試行雇用の実施件数 (件)	— —	— —	— —	— —	52
ホームレス等試行雇用を経由して就職した件数 (件)	—	—	—	—	11

(備 考)

- ・ ホームレス等試行雇用事業については、平成15年度からの事業である。
- ・ 評価指標は上段は、職業安定局調べによる実績、下段は予算上の数字である。

(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
日雇技能講習の受講者数 (人)	—	—	852	1,379	2,731

(備 考)

- ・ 日雇技能講習は、平成13年度からの事業であり、平成15年度から対象にホームレスを追加した。
- ・ 評価指標は職業安定局調べによる。

(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
母子家庭の母等試行雇用奨励給付金支給決定件数 (件)	— —	— —	— —	0 —	99 3,885
母子家庭の母等試行雇用を経由して就職した件数 (件)	—	—	—	0	87

(備 考)

- ・ 平成14年度補正予算により創設（平成15年2月10日事業開始）したものであるが、平成14年度の母子家庭の母等試行雇用計画対象者に対し、翌年度にわたり試行雇用を実施したため、平成14年度の支給はない。
- ・ 評価指標の上段は職業安定局の調べによる実績、下段は予算上の数値である。

実績目標2 不良債権処理の加速に伴う離職者の円滑な就職等を図ること

(実績目標を達成するための手段の概要)

不良債権処理が加速化される中で、雇用再生集中支援事業として不良債権処理の影響により離職を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援（不良債権処理就業支援特別奨励金を活用した常用雇用支援・トライアル雇用支援・起業支援、民間活用による再就職支援、個別求人開拓）を行う。

また、雇用保険受給者が、支給残日数を2／3以上残して常用就業以外の就業をした場合に、基本手当日額の4割に相当する額を、賃金支給残日数を2／3以上残して常用就職した場合に、支給残日数の4割に相当する日数分の基本手当の額を、早期再就職者支援金として支給する。

(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
不良債権処理就業支援特別奨励金の支給					

決定人数	(人)	-	-	-	-	1,127
不良債権処理就業支援特別奨励金の支給 決定金額	(百万円)	-	-	-	-	720

(備 考)

- 平成14年度補正予算により創設（平成15年2月10日事業開始）。制度創設の際、事業開始から平成17年度末までに13万人を見込んでいる。
- 本奨励金は、支援対象者である雇用調整方針対象者※の最初の発生が平成15年1月であり、雇入れ日から起算して3か月経過後に支給申請を行うものであるため、平成14年度中の支給はない。
- 評価指標は、（財）高年齢者雇用開発協会調べによる。

※ 雇用調整方針対象者＝不良債権処理の影響により離職を余儀なくされる者のうち、事業主が届け出た雇用調整方針に記載された者。

(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
民間再就職支援事業の支援対象者数(人)	-	-	-	0	129

(備 考)

- 平成14年度補正予算により創設（平成15年2月10日事業開始）。制度創設の際、事業開始から17年度末までで3,000人を見込んでいる。
- 評価指標は、（財）高年齢者雇用開発協会調べによる。

(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
個別求人開拓推進事業の開拓求人件数(人)	-	-	-	3,597	237,179

(備 考)

- 平成14年度補正予算により創設（平成15年2月10日事業開始）。制度創設の際、事業開始から17年度末までで389,000人を見込んでいる。
- 評価指標は、職業安定局調べによる。

(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
早期再就職者支援金支給者数 (人)	-	-	-	0	397,550
早期再就職者支援金支給決定金額 (百万円)	-	-	-	0	77,624

(備 考)

- 平成14年度補正予算により創設（平成15年3月1日事業開始）。支給は平成15年度5月から開始。

（参考）予算規模 2,500億円（平成16年度までの時限事業）

2. 評 價

(1) 現状分析

現状分析
<p>高齢者、障害者、ホームレス、母子家庭の母等の就職困難者については、</p> <p>① 高齢者（60歳以上65歳未満）の平成14年度平均の完全失業率（労働力調査（総務省統計局）による）が7.9%（年齢計5.4%）となるなど、依然として高水準で推移し、職業安定業務統計（厚生労働省職業安定局）による同年度平均の有効求人倍率も0.15倍（年齢計0.56倍）と極めて低い。</p>

- ② 障害者の新規求職者数の平成14年度累計は85,996人（職業紹介等状況報告（厚生労働省調べ））、就職件数は28,354件であり、就職率は約33.0%と一般の求職者の平成14年度平均の約26.7%に比して高いものの、実雇用率は1.47%（平成13年度1.49%）と法定雇用率の1.8%を下回っており、障害者の雇用は進んでいない。
- ③ ホームレスについては、平成15年3月の全国調査（厚生労働省社会・援護局）の結果によると25,296人であり、平成13年9月末に行った前回調査よりも約1,200人増加し、すべての都道府県で確認されたところである。また、日雇労働者については、平成16年3月末において日雇労働被保険手帳所持者数が全国で34,637人となっている（平成15年3月末は33,940人）。
- ④ 母子家庭の母は、母子世帯95.5万世帯中13万世帯（13.6%）が不就業となっており（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成10年度全国母子世帯等調査」）、平成5年度の同調査の79.0万世帯中9万世帯（11.4%）と比較し、不就業の世帯の割合が増加している。また、母子世帯になる前には就業していなかった者の割合が38.2%（日本労働研究機構「母子世帯の母への就業支援に関する調査」）であるなど、就職未経験又は就業準備が十分でない者が多くなっている。など、これら就職困難者等の雇用の安定・促進を図ることが必要な状況にある。
- また、これらの就職困難者等の他に、「金融再生プログラム」（平成14年10月30日、金融庁）において、目標として「平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」とされていることから、不良債権処理の加速化に伴い、離職者を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援を行う必要がある。なお、不良債権処理の加速に伴う離職者として支援の対象となっている雇用調整方針対象者は、平成16年3月末現在で、19,145人となっている。
- 雇用保険受給者については、実人員が平成14年度（1,048千人）に比べて、平成15年度（839千人）は減少している。

（2）評価結果

政策手段の有効性の評価

実績目標1について

特定求職者雇用開発助成金は、高齢者、障害者その他就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成措置であり、これらの円滑な就職促進に有効である。厳しさが残るもののが改善してきている雇用失業情勢を反映し、支給件数が減少しているものの、平成15年度は、計90,417件の支給があり、第1期支給決定件数は51,023件となっていることから、約5万人の高齢者、障害者等の雇用促進に資している。また、雇入れ後の助成金対象労働者の定着状況の調査（平成13年10月～平成14年3月に雇い入れられた者を対象。平成16年5月実施。）を実施したところによると、定着状況は雇入れ後1年半で68%、2年で60%、2年超で56%と、一般労働者の定着状況の割合より高くなっている。なお、平成14年4月から、近年の多様な就労形態に対応するため、高齢者、重度障害者、精神障害者に限らず、全対象労働者について短時間労働被保険者としての雇入れを支給対象とすることとし、制度の充実を図っている。

ホームレス等試行雇用事業は、トライアル雇用期間中に企業と就職を希望するホームレス等が相互の理解を深め、常用雇用への移行を図ることができること、常用雇用